

公益財団法人e-とくしま推進財団ホームページ有料広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人e-とくしま推進財団有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、公益財団法人e-とくしま推進財団ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載の範囲は、要綱第4条の規定を適用するものとし、その広告を掲載する団体等（以下「広告主」という。）のホームページにリンクするものとする。

(広告の規格)

第3条 広告枠の規格は、それぞれ次の各号に定めるものを基本とし、別途相談に応ずる。

- (1) 大きさ 縦 60ピクセル 横 120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
画像が変化するのは不可
- (3) 容量 5KB以下

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、公益財団法人e-とくしま推進財団理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から掲載を終了する旨の意思表示がない場合には、これを延長するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料（縦60ピクセル×横120ピクセル）は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員 1千円（税込み）・月額
 - (2) 賛助会員外 2千円（税込み）・月額
- 2 規格外の広告掲載料については、理事長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、公益財団法人e-とくしま推進財団ホームページ広告掲載申込書（様式1号）により申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 理事長は、前条の申込書を受け付けた時は、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、公益財団法人e-とくしま推進財団ホームページ広告掲載決定通知書（様式2号）により通知するものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第9条 理事長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が要綱又はこの要領に違反し、その他適当でないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告等の変更)

第10条 広告主は、1月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、公益財団法人e-とくしま推進財団ホームページ広告掲載等変更申込書(様式第3号)を提出し、理事長の承認を得るものとする。

3 広告主は、リンク先のホームページが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、変更しようとする日から起算して7日前までに、公益財団法人e-とくしま推進財団ホームページ広告掲載等変更申込書(様式第3号)を提出し、理事長の承認を得るものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料の返還については、要綱第12条の規定を適用する。

2 広告掲載期間において、次の各号に掲げる理由により、財団がホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(1)機器等の保守又は工事を行う場合

(2)天災事変その他の非常事態が発生した場合

(禁止行為)

第12条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)サーバーその他財団のコンピューターシステムに不正にアクセスする行為

(2)広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(3)その他財団が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、要綱第8条第2項の規定により決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年6月25日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月29日から施行する。